

東郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要領

1 募集の対象及び人数

(1) 農業委員

10人

(2) 農地利用最適化推進委員

5人（下表に定める区域毎に1人）

区域の名称	区域の詳細（大字名等）	募集人数
諸輪地区	大字諸輪、白鳥、御岳及び北山台	1人
和合地区	大字和合及び和合ヶ丘	1人
傍示本地区	大字春木字伊勢木、字市場屋敷、字上ノ畠、字姥ヶ根、字大島、字音貝、字折橋、字柏屋本、字蟹池、字上針廻間、字勘右エ門新田、字北見額、字北所屋敷、字北野渕、字北反田、字喜之右エ門新田、字黒土、字小廻間、字申下、字塩田、字下鏡田、字下針廻間、字白土、字涼松、字石塔、字瀬戸田、字千子、字天白、字塔ノ上、字土ヶ島、字中通屋敷、字中ノ杔、字中屋敷、字西羽根穴、字西前田、字猫池、字野渕、字橋際、字羽根穴、字半ノ木、字東岡ノ上、字東羽根穴、字東前田、字深池、字藤坂、字辯池、字南岡ノ上、字南見額、字南野渕、字弥計、字山崎及び字和合前田並びに涼松	1人
祐福寺地区	大字春木字新池、字池田、字岩ヶ根、字追分、字上池田、字上正葉廻間、字狐塚、字小坂、字坂上、字清水、字清水ヶ根、字下池田、字下高地、字下正葉廻間、字新渕、字仲田、字蛭池、字前田、字道下、字南天神、字屋敷、字藪下及び字山畠並びに春木台	1人
部田地区	大字春木字大下、字起内、字上川原、字北切山、字下川原、字甚太池下、字太子、字西前、字畠尻、字兵庫、字三ツ池、字南切山及び字四ツ塚、三ツ池、兵庫並びに清水	1人

2 募集期間

令和8年2月20日（金）午前8時30分から令和8年3月19日（木）午後5時まで

3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、農業委員については、農業に関する識見を有し農業委員会の所掌する職務を適切に行うことができる方のうち、次のいずれにも該当しない方、

農地利用最適化推進委員については、農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方のうち、次のいずれにも該当しない方です。

(1) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

- (3) 法令等上、兼職が禁止されている職に就いている者
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 任 期

- (1) 農業委員
任命の日（令和 8 年 7 月 20 日）から 3 年
- (2) 農地利用最適化推進委員
委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

5 职 務

(1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査や審議、農地利用最適化推進委員の活動の支援等が主な職務となります。

また、農業委員会の定例会議は毎月 1 回程度で、その他に農地利用最適化推進委員との情報交換や活動報告のための会議や研修会にも出席していただきます。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当区域（別表のとおり）内の農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農地所有者等との話し合いにより、農地の利用調整や農地利用の集積・集約化、耕作放棄地発生の防止・解消などを図り農地利用の最適化を推進することが主な職務となります。

また、議決権はありませんが、農業委員会の定例会議に出席いただき、担当地区内の農地の権利移動等に対する意見を頂くとともに、農業委員との情報交換や活動報告のための会議や研修会にも出席していただきます。

6 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第 203 条の 2 に規定する特別職の非常勤職員で、東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

- (1) 農業委員（会長） 年額 170,000 円
- (2) 農業委員（副会長） 年額 165,000 円
- (3) 農業委員（会長、副会長以外） 年額 155,000 円
- (4) 農地利用最適化推進委員 年額 155,000 円

※ 上記以外に農地利用の最適化に資する活動やその成果の実績に応じて、報酬を加算する場合があります。

7 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、住民票（発行後 3 か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して募集期間中に東郷町役場産業振興課（農業委員会事務局）に提出してください。

また、郵送による提出も可としますが、募集期間終了後の到着分については受け付けませんので、募集期間内必着でお願いいたします。

なお、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法令等の規定により、推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所、生年月日及び連絡先（電話番号）を除き全て公表となりますのでご了承ください。

8 選考方法

書類審査等（必要に応じて面接を行う場合があります。）

※ 農業に関する識見、農地利用の最適化への熱意だけでなく、農業委員会が所掌する事務は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とするため、地域の代表性についても考慮して選考します。

また、農業委員については、本町の農業の中心的な担い手であることや農業委員の年齢や性別に著しい偏りがないよう考慮して選考します。

9 決定方法

農業委員については選考後、議会の同意を得て、町長により任命されることにより、決定となり、農地利用最適化推進委員については選考後、農業委員会から委嘱を受けることによって決定となります。

なお、結果通知は、令和8年7月下旬までに推薦者及び応募者に文書で郵送する予定です。

10 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、法令等に定めがある場合を除き、候補者の選出以外の目的に使用することはありません。

11 問い合わせ先

東郷町役場2階 東郷町農業委員会事務局（産業振興課農政係内）

住 所：〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話：(0561) 56-0740（直通）